

双葉駅東地区商業施設の設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、双葉駅東地区商業施設（以下「商業施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 商業施設は、住民帰還や移住定住を促進するために必要となる日常生活を支える生活関連サービスを提供し、町内の生活環境の向上及び賑わいの創出に資することを目的に設置する。

(名称及び位置)

第2条 商業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
双葉駅東地区商業施設	双葉町大字長塚字町西36番地1
	双葉町大字長塚字町東154番地

(施設の構成)

第3条 商業施設は、次の施設をもって構成する。

(1) 店舗棟

(2) 共用施設

ア 駐車場

イ 自転車置場

ウ 共用トイレ

エ その他の屋外スペース

オ 前号及びアからエに掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設及び設備

(休業日及び使用時間)

第4条 商業施設の休業日及び使用時間は、町長が別に定める。

(使用の許可)

第5条 商業施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、第3条

第2号に規定する施設の使用が、一時的なものと認められる場合については、その限りではない。

2 町長は、許可を与える場合は必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 町長は、商業施設を使用しようとする者が次の各号の一に該当すると認めるときは、商業施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設の毀損、汚損又は滅失のおそれがあると認めるとき。
- (3) 爆発物又は危険物を取り扱うおそれがあると認めるとき。
- (4) 反社会勢力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (5) 商業施設を使用して行う事業内容が商業施設の設置目的に反し、管理運営上、不適當であると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、商業施設の管理運営上、支障があると認めるとき。

2 前項の規定により、使用を許可しないことによって生じた商業施設を使用しようとする者の損害については、町長はその賠償の責を負わない。

(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するときはその使用許可の取消し、又は制限若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 前条第1項各号の一に該当するに至ったとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により、施設の利用ができなくなったとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則（以下、「規則」という。）に違反したとき。

2 前項の規定により、使用の許可の取消し等を命じたことによって生じた第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の損害については、町長はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。ただし、使用料に係る減額又は免除の内容は、規則で定める。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 町長が、公益上その他やむを得ない理由により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

(3) 使用者が、町長に使用開始前に使用の許可の取消しを申し出、町長が認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、商業施設を目的外で使用し、又は他人に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(賠償責任)

第10条 使用者は、商業施設を毀損又は滅失したときは、町長の指定した方法でその損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 町長は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に商業施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手續等については、双葉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年双葉町条例第1号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、関係法令、条例、規則、その他町長の定めるところに従い、管理を行わなければならない。

4 指定管理者に管理を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認める場合において、あらかじめ町長の許可を得て、商業施設の休業日及び使用時間を臨時に変更することができる。

5 次条に規定する指定管理者が行う業務に限り、第5条から第8条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項の規定中「定める」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得た」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 前条の規定により指定管理者に商業施設の管理を行わせる場合、その業務は次に掲げるものの全部又は一部とする。

- (1) 商業施設の運営及び店舗棟の使用人への支援に関する業務
 - (2) 商業施設の使用の許可及び不許可並びに許可の取消しに関する業務
 - (3) 商業施設の利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
 - (4) 商業施設の建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に定めるもののほか、商業施設の管理上、町長が必要と認める業務
- (利用料金)

第13条 前条第3号に規定する利用料金の額は、別表に掲げる使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て変更することができる。

2 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、商業施設の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

施設	使用料
店舗棟	月額1,000円／㎡

備考

- 1 店舗棟以外の施設の使用料は、双葉町行政財産使用料条例（平成元年双葉町条例第4号）の例による。

- 2 使用料に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てた額を使用料とする。
- 3 使用料には消費税及び地方消費税相当額を含む。